

1 全体

Q1 事業対象者の「その他営農集団」とは具体的にどのような集団を想定しているのか。

法人格のない、生産部会や出荷組合、機械利用組合を想定しています。

Q2 個人経営体は本事業を活用できないのか。

個人経営体が事業実施主体となることはできません。

その他営農集団であれば事業実施主体となることのできるため、所属している生産部会等で申請について検討願います。

Q3 法人格のある集落営農組織は整備事業の対象か。

法人格のある集落営農組織は整備事業の対象外です。

Q4 予算額を超える申請があった場合、どうなるのか。

審査会において、次の審査事項について審査し、予算の範囲内で認定する事業計画を決定します。

(1) 事業目的及び計画の妥当性

ア 計画が具体的で実現可能なものであり、事業計画を遂行できる体制（関係機関との連携が図られる体制）であること。

イ 目標達成の施設・機械等の整備計画が適切であること。

ウ 計画が長期にわたり継続可能な内容であること。

(2) 事業内容及び効果の妥当性

園芸産出額の向上等の産地発展に寄与する取組であること。

(3) その他必要と認められる事項

Q5 実施要領第 4 における別記様式 1 号のうち、(3) その他知事が必要と認める書類とは具体的に何か。

目標達成のために必要な施設・整備・種苗に関する見積書（原則、2 者見積り）、計画に対する現状の販売額や栽培実績を証する資料、高温対策となる取組の科学的根拠（商品の販売促進を図る広告宣伝資料等を除く）等を想定しており、上記以外にも提出を求める場合があります。

2 整備事業について

Q6 最重点・重点振興品目とは具体的に何か。

県のみやぎ園芸特産振興戦略プラン（令和 8 年 3 月策定）で定める県振興品目のうち、県全域の基幹品目として産地化されており、今後、更に産地の拡充を図る品目として園芸特産振興会議で選定された品目を「最重点・重点振興品目」としています。

具体的には、いちご、ばれいしょ、たまねぎ、さつまいも、きゅうり、トマト、ほうれんそう、ねぎ類、パプリカ、キャベツ、えだまめ、レタス、せり、ブロッコリー、輪ぎく、スプレーぎく、鉢もの類・

花壇用苗もの、日本なし、りんご、ぶどうの20品目が整備事業の対象となる品目（園芸品目）です。

Q7 汎用性の高い機械等（トラクターやカットブレイカー等）は補助対象となるか。

みやぎ園芸特産振興戦略プランで定める最重点・重点振興品目（園芸品目に限る）の産地発展のために真に必要な機械等である場合のみ、補助対象とみなします。単純更新や園芸品目以外への利用が主目的である場合は補助対象外です。最重点・重点振興品目（園芸品目に限る）の産地発展のために、当該機械等が必要である旨を、事業計画書に詳しく記載願います。

3 高温対策支援事業について

Q8 補助の対象は何を想定しているのか

機械や資材等を想定しており、かん水や換気・空気冷却、遮光・遮熱に効果のある機械・装置等で、具体的にはミスト装置や散水機械、遮熱材や遮光シートを想定しています。

Q9 何をもちて高温対策技術とするか

国・県等の公的試験研究機関の成績や、マニュアル等による科学的根拠（ただし、商品の販売促進を図る広告宣伝資料等を除く）から、高温対策として効果が確認できるものとし、根拠資料が不足する場合は、個別に判断いたします。

4 種苗費支援事業について

Q10 補助事業年度の3月15日までに納品・支払いが終わらないものは補助対象外か。

補助事業年度の3月15日までに納品・支払いが終わらないものは補助対象外です。確実に納品・支払いを終えることのできるもののみ申請をお願いします。

※補助対象者から受注者に対し、代金を支払った段階で事業完了とし、速やかに実績報告の提出をお願いします。

Q11 補助事業年度の4月1日より前に納品・支払いが終えたものは補助対象外か。

種苗費支援事業をインセンティブとして園芸品目の拡大を図ることを目的にしているため、補助事業年度の4月1日より前に納品・支払いを終えているものは補助対象外です。

Q12 複数年分の種子を補助事業年度の4月1日より前に購入したが、補助対象外か。

補助事業年度の4月1日より前に購入した種子は、本事業がなくても利用される計画であったことが推測されるため、補助対象外です。なお、園芸品目の面積拡大のため、当該種子とは別に補助事業年度の4月1日以降に購入する種子については補助対象です。

Q13 同一ほ場で同一の園芸品目を複数回作付けする場合の補助対象経費とは。

同一ほ場で同一の園芸品目を複数回作付けする場合（例：ほうれんそう等）は、面積拡大に必要な1年分の種苗費の導入経費を補助対象経費とします。

Q14 同一ほ場で複数の園芸品目を作付けする場合の補助対象経費とは。

同一ほ場で複数の園芸品目を作付けする場合（例：えだまめ→ブロッコリー等）は、各品目の面積拡

大に必要な種苗費の導入経費を補助対象経費とします。

Q15 種苗費は全体の面積分として購入しているが、補助金額の計算方法は。

実際の購入金額をもとに、面積拡大分の種苗費を按分して補助金額を算出願います。

〔計算例〕 面積：30a→100a（70a 拡大）

種苗代：100,000 円（100a 分、税抜き）

補助率：1/3

補助金額 = 100,000 円 × 70a/100a × 1/3 = 21,000 円

Q16 1 回目の応募時点では種苗費の単価が分からない場合はどうしたら良いか。

前年度の単価等を参考に、見込みの単価で計画申請をお願いします。

なお、その後、単価が変わった場合は、要綱別表の「事業の重要な変更」に該当する場合や補助金額の増額が必要な場合は計画変更の手続きが必要です。

ただし、予算には限りがあるため、補助金額の増額変更ができない場合もあります。

Q17 農業協同組合等が事業実施主体となり、生産者の園芸品目等の面積拡大等に必要な種苗費を助成する取組とは具体的にどのような手続きを想定しているのか。

①生産者が農業協同組合に種苗費を支払ったあとで、農業協同組合が生産者に面積拡大等に必要な種苗費の一部を助成する取組

又は

②生産者が農業協同組合に種苗費を支払い際に値引きをすることで、農業協同組合が生産者に面積拡大等に必要な種苗費の一部を助成する取組

のいずれかを想定しています。

なお、いずれの場合も県から農業協同組合に支払う補助金額は、「農業協同組合が生産者に助成した金額」又は「園芸品目等の面積拡大等に必要な種苗の導入経費の3分の1以内」のいずれか小さい金額となります。

実績報告書に「生産者への助成額の計算方法が分かる資料」を添付してください。

Q18 園芸品目以外にも園芸産地の発展に資すると認められる品目（畑わさび等）とは具体的にどのような品目を想定しているのか。

畑わさびは国の統計上は特用林産物に区分されますが、中山間地で栽培することで園芸産地の発展に資すると認められることから、今回補助対象に追加しました。現時点では、畑わさびのみを想定しており、それ以外の特用林産物は補助対象として認めません。

Q19 種苗費支援事業において、いちごが対象外となる理由は。

令和8年度は、いちごの種苗費に係る支援は、「県育成いちご品種種苗費支援事業」において実施します。